

富山県高等学校総合体育大会開催基準要項

(昭和 48. 4. 1 制定)
(平成 9. 1. 22 一部改正)
(平成 12. 4. 18 一部改正)
(平成 12. 11. 一部改正)
(平成 28. 1. 26 一部改正)
(平成 29. 1. 24 一部改正)
(令和 5. 3. 17 一部改正)

第 1 条 趣 旨

富山県高等学校総合体育大会は、高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技術の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健全な高等学校生徒を育成するとともに高等学校生徒相互の親睦を図るものである。

第 2 条 実 施

大会の実施にあたっては、円滑な運営を期すため、各種目の統轄団体及び関係諸機関と緊密な連絡をとり実施するものである。

第 3 条 主 催

大会の主催は、富山県高等学校体育連盟（以下、「富山県高体連」という。）とし、必要に応じて関係競技団体を含めることができる。

第 4 条 共 催

大会の共催は、富山県教育委員会及び富山県体育協会、富山県競技種目別統轄団体（以下「種目別団体」という。）とし、各競技会については開催地関係機関を加えることができる。

第 5 条 主管及び後援

大会の主管は、富山県高体連専門部及び種目別団体とする。大会の後援には、報道機関を加えることができる。

第 6 条 大会の開催期間

1. 夏季大会は、毎年6月第1土曜日・日曜日・月曜日の3日間を原則とする。但し、水泳競技は毎年6月下旬とする。
2. 冬季大会は、1月中を原則とする。
3. 冬季大会の競技日数は、3日を超えないことを原則とする。但し、参加校及び天候等の関係で上記期間内に実施不可能な場合は、事務局と連絡の上変更することもできる。

第 7 条 競技の運営

各競技の運営は、富山県高体連専門部が種目別団体と提携してこれにあたる。

第 8 条 大会の規模

競技種目は、次の通りとする。(34 競技)

陸上競技・体操・水泳・バスケットボール・バレーボール・卓球・ソフトテニス・ハンドボール・サッカー・ラグビー・バドミントン・ソフトボール・相撲・柔道・スキー・ボート・剣道・レスリング・弓道・テニス・登山・ボクシング・ホッケー・ウェイトリフティング・ヨット・フェンシング・自転車・アーチェリー・なぎなた・空手道・カヌー・ライフル射撃・ゴルフ・スケート

第 9 条 大会参加資格

1. 参加者は、富山県高体連に加盟している高等学校並びに、高等専門学校、特別支援学校及び学校教育法第 82 条の 2、83 条の学校に在籍し、富山県高体連が参加を認めた生徒であることとする。
2. ア： 年齢は平成〇〇年（20〇〇年）4月2日以降に生まれた者とする。但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年同一競技での出場は1回限りとする。
イ： 特例として、この第2号アに定める年齢制限について中国等帰国生徒については適用しない。
3. チーム編成において、全日制課程、定時制課程、通信制課程の生徒による混成は認めない。
4. 以下の場合に限り、複数校合同チームの大会参加を認める。
ア. 部員不足に伴う合同チーム（富山県高等学校体育連盟会長により参加を認められた場合）
詳細は、(公財)全国高等学校体育連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チームの参加規程」及び専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。
イ. 統廃合対象校による合同チーム。（統廃合完了前の2年間に限る。）
5. 転校・転籍後6ヶ月未満（水泳は1年）の者は参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）
但し、一家転住などやむを得ない場合は、高体連会長の許可があればこの限りでない。大会開始前のエントリー変更期限前に6ヶ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。
6. 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け在学する学校の校長の承認を必要とする。

第 10 条 各種目の実施要項

1. 各競技の実施要項は各専門部で作成し、少なくとも2ヶ月前に事務局に提出するものとする。
2. 実施要項は全国高等学校総合体育大会の基準に準ずる。

第 11 条 大会参加料

参加生徒1名600円とする。

第 12 条 大会の式典

開・閉会式は、それぞれ競技別会場で行う。

第 13 条 競技成績の報告

1. 各種目別の成績は、毎日競技終了後速やかに、別に定める方法によって報告するものとする。
2. 種目別大会終了後、2週間以内に競技成績2部に短評を加え、精算書とともに富山県高体連事務局に報告するものとする。